

患者様へのお知らせ

～一般名処方を進めています～

社会的情勢により、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

一般名処方の場合、保険薬局において医薬品の銘柄によらず調剤でき、安定的に薬物治療を提供することができます。

一般名処方とは？

お薬の一般名（有効成分名）を処方せんに記載する方法です。

処方せんには【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」で記載されます。

一般名処方の場合、患者様ご自身が保険薬局で『先発医薬品』か『後発医薬品(ジェネリック医薬品)』を選んでいただくことができます。

○医薬品の供給状況を踏まえ、一般名処方を行います

○一般名処方について患者様に十分な説明を致します

ご不明な点やご心配なことなどがありましたら
お気軽にお近くのスタッフへご相談ください。